

令和4年12月16日

第30回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第30回総会議事録

1. 日 時 令和4年12月16日(金)午後2時30分
2. 会 場 キョウワグループ・テルサホール 「あぶくま」
3. 出席委員 21名
4. 出席の委員
1番 小山 正雄 3番 柴山 栄重 4番 吾妻 良博
5番 加藤 良子 6番 中村 謙一 7番 野崎 俊幸
8番 浪岡 真澄 9番 油井 妙子 10番 渡邊 俊春
13番 菱沼寿美恵 14番 渡邊 正芳 15番 尾形 寅昭
16番 古関 恵子 17番 関 健一 18番 安田 善喜
19番 渡邊 友一 20番 黒澤喜久夫 21番 齋藤 貴裕
22番 阿部 哲也 23番 穴戸 薫 24番 芳賀 正寿
5. 欠席の委員
11番 大宮 篤司 12番 菅野 善晴
6. 事務局の出席者
事務局長 関根 卓也
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦 主査 五十嵐 紀子
農地係長 阿部 三起夫 副主査 菅野 貴裕

議案の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について
- 第6号 現況確認証明願出について
- 第7号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第8号 遊休農地の区分の判断について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について
- 第7号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

農地係長 11番 大宮篤司委員、12番 菅野善晴委員より欠席の旨、届出がありました。

議長 事務局より報告がありましたとおり、本日は定数23名に対し、21名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第30回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

8番：浪岡真澄委員、19番：渡邊友一委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の五十嵐主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日16時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日16時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(106件)】

合計106件、令和4年12月16日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地等の買受適格証明願出についての案件は、耕作の目的で農地の競売に参加するための証明願出1件で、市処分案件です。農地法第3条第2項各号には該当しておらず、農地取得の許可条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 整理番号1番の案件について説明いたします。この土地は申請人が今まで借りていた農地が競売に出たため、競売に参加できるか否かについて証明を求める申請です。申請人は現在果樹栽培をする専業農家であり、競売に参加することに問題はないと区域協議会では判断しました。ご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地等の買受適格証明願出について、整理番号1番の1件、原案

のとおり決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転11件、賃借権設定2件、計13件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番の案件は、譲渡人は譲受人のおじにあたりまして、譲渡人が相続によって取得した農地を実家の譲受人へ贈与する申請です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番から4番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求め。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号2番の農地は譲渡人が相続により得た土地でありまして、以前から譲受人が借り入れて耕作していました。譲受人は、ももとぶどう中心の果樹栽培農家で区域協議会では問題はないと判断いたしました。整理番号3番の農地は、譲渡人が高齢のため保全管理をしていた農地を、稲作を中心に耕作している譲受人が借りるということで、区域協議会では問題はないと判断いたしました。整理番号4番の農地は、県外に住む譲渡人が保全管理をしていました。譲受人は農地の近くで直売所を経営しており、さくらんぼ、もも、なし、りんごを中心とした果樹農家であります。その譲受人が取得し耕作をするとのことで、区域協議会では問題はないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号5番及び4ページ6番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求め。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号5番、整理番号6番について説明いたします。整理番号5番は、譲渡人が相続で取得しましたが、耕作ができないとのことで、隣の水田を耕作している譲受人へ所有権を移転する案件

です。整理番号6番は、譲渡人が相続で取得しましたが県外に住んでおり耕作ができないということで、譲受人に贈与するという案件です。譲受人は水稻を中心に大きな面積を耕作しておりますが、この土地については野菜等を栽培する予定です。譲受人の所有している農地のすぐ隣の農地であり問題はないと判断いたしました。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号7番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号7番の説明をいたします。譲受人は自営業兼農業となっておりますが、塗装業を息子さんへ譲り、農業を中心にやっている方であり区域協議会では問題はないと判断いたしました。審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号8番及び9番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号8番、9番についてご説明いたします。整理番号8番については、譲渡人が相続で取得しましたが県外に住んでおり耕作ができないため、相続した家の隣地に住む譲受人に畑を所有権移転するもので、問題はないと判断いたしました。整理番号9番については、申請地が譲受人の農地の間にあるので問題なく耕作できるものと判断いたしました。以上2件とも区域協議会では許可相当と判断しております。よろしくご審議お願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号10番から5ページ13番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号10番から13番までについてご説明いたします。整理番号10番については、譲受人は30代で新規営農開始のための賃借権設定の案件となります。譲渡人は、現在は県外に住んでいますが、元々は市内で農業を営んでいました。親族等も亡くなり農地と農機具が余ってしまっ

ていましたが、今回、新規就農を計画していた譲受人とマッチングがうまくいき、今回の申請に至りました。譲受人は長ねぎ、枝豆、小松菜などの野菜類を作るとのことで、区域協議会では応援しつつ見守りたいと考えており、問題はないと判断いたしました。整理番号11番については、譲渡人は譲受人のおじにあたり、高齢で耕作ができないとのことで実家の方に農地を返すという所有権移転の申請です。譲受人の自作地の隣で耕作に便利ということで問題はないと判断いたしました。整理番号12番については、生前贈与のための所有権移転の案件です。譲渡人の父から、譲受人の息子への所有権移転なので問題はないと判断いたしました。整理番号13番の案件については、譲受人の自宅の目の前に譲渡人の農地がありまして、以前より譲受人が借りて耕作しており、自作地続きで耕作利便とのことで所有権移転についても問題はないと判断いたしました。以上全て区域協議会では許可相当と判断しております。よろしくご審議をお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの13件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業計画の期間が変更となったことによる変更承認申請1件で、市処分案件です。申請にあっては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。

区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号1番についてご説明します。申請者は農地所有適格法人でございます。今年の11月まで一時転用として造成工事を進めてきましたが、工事内容の見直しに伴い工事が遅れており、工事期間を延長するための申請でございます。造成工事終了後はワイン用のぶどうの作付けを予定しております。区域協議会では問題なしと判断しました。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分

についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転2件、賃借権設定4件、使用貸借権設定2件、計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番、2番の2件についてご説明いたします。整理番号1番の案件については、申請地付近で工務店を営んでいる譲受人が、隣接する父の所有する農地を借りて資材置場と駐車場にする申請であり、周辺への影響もないことから問題はないと判断いたしました。整理番号2番の案件の譲受人は空き家を利用して農家カフェを開業する予定ですが、駐車場がなく、隣接地を借りて駐車場として使用する申請です。譲受人は地元の米や干し芋などを販売し、荒廃農地で南高梅を栽培し、地域活性化をする予定で、今回の農家カフェもその一環だそうです。区域協議会では問題はないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番及び4番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号3番と4番について説明します。整理番号3番ですが、県外在住の譲渡人の所有地で親戚の方が保安全管理をしていた農地です。申請地の道路向かいにある譲受人の会社が駐車場として使用するために買い取るという申請です。この農地は変形の三角形の土地で農地としては使いづらい形をしており、区域協議会では問題はないと判断いたしました。整理番号4番は譲渡人の孫夫婦の分家住宅として使用するもので、区域協議会では問題はないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号5番についてご説明申し上げます。太陽光発電事業に関連する一時転用の申請です。譲渡人の農地の一部を、作業所と休憩所として使用する申請で、周辺農地への影響はないと確認し

ておりますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 8ページ、区域番号6番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号6番についてご説明いたします。申請地は譲渡人が数年前に相続した土地ですが現在は遊休農地となっていました。譲受人が露天資材置場と駐車場敷地として借り受けるという申請です。住宅地の中にあり、第三種農地で周辺農地に及ぼす影響はないと考えますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求める。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号7番、8番についてご説明いたします。まず整理番号7番の案件ですが、譲受人は医療機器メーカーであります。ドクター向けの研修施設として併用地の既存住宅一棟を購入する予定ですが、駐車台数が足りないため申請地を併せて購入するという案件でございます。申請地は営農には向きませんので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号8番については、譲受人が隣接地に携帯基地局を作るための作業ヤードとして一時転用するもので、使用貸借する申請となっております。周りの農地にも影響はないので、許可相当と判断いたしました。審議の程よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番の8件、原案のとおり許可と決定いたします。次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分についての案件は、「福島市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱」に基づき、「福島市空き家バンク実施要綱」に規定する空き家バンクに登録された空き家に付随する農地に限り、別段の面積を

0. 01アールに設定をするもので、計4件の案件です。申請にあっては、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、空き家に付随した農地としての要件を満たすことを確認いたしました。区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番、2番について説明いたします。どちらの農地も空き家からの進入路しかないため、空き家に付随した農地の指定は致し方ないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号3番について説明いたします。この農地は空き家の庭を通らないと行けません。空き家は空き家バンクに登録し、不動産会社のあっせんを依頼しています。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号4番の説明をいたします。申請者はまだこの家に住んでおりますが、今後県外の長男の家へ同居し、空き家になる見込みなので空き家バンクへ登録しています。現地確認いたしました。が、空き家に付随した農地の指定は相当と判断いたしましたので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について、整理番号1番から4番までの4件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第6号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長4番 議長4番（発言を求める。）

議長4番 4番（発言を許可する。）

議長4番 整理番号1番について説明いたします。10月24日に現地確認してまいりましたが、申請書に書いてあるとおりイノシシの被害があるようでイノシシの檻なども設置されておりました。区域協議会では許可相当と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長19番 議長19番（発言を求める。）

議長19番 19番（発言を許可する。）

議長19番 整理番号2番についてご説明いたします。願出事由にあるとおり山林化したとのことで、現地確認の結果は調査書のとおりです。この土地は東北本線の上り下りの線路の間にあるもので、区域協議会では妥当と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 11ページをご覧ください。議案第7号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、福島市長より意見を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が12件、37,536㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

12ページ、区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番から3番についてご説明申し上げます。整理番号1番、2番について、利用権の設定を受ける者は昨年新規就農した30代の青年です。ハウス栽培を希望しており、今回ハウスを貸してくれる人が現れ、今後は希望通りの経営ができるようになるのではないかと思います。整理番号3番の利用権の設定を受ける者は、ハウスでいちご栽培をする農家です。高齢でハウス栽培ができなくなった方からハウスを借りるとのことで経営規模拡大ができるものと思われます。以上、区域協議会では問題はないと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番から6番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 整理番号4番から6番の説明をいたします。利用権の設定を受ける者が同一の方の案件です。整理番号4番と5番の利用権を設定するものは兄弟で、相続した農地を耕作できないため利用権の設定を受ける者に耕作を依頼した案件です。整理番号6番については、高齢で耕作ができないとのことで耕作を依頼した案件です。農地については4筆つながっており、耕作するにも非常に便利が良く、設定を受ける者は、3ヘクタール以上水稻栽培をしており、この4筆についても問題なく耕作できるだろうと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号7番及び8番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求める。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号7番、8番についてご説明いたします。新規ではありますが、利用権の設定を受ける者はどちらもしっかりと管理されているので区域協議会では問題はないと判断いたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号9番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 19番（発言を許可する。）

19番 整理番号9番についてご説明いたします。利用権の設定を受ける者は、新規就農者で20代の市外在住の方です。祖母の土地を借りる申請となっており、家族3人で農業をやっていく考えとのことでした。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号10番から12番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

22番 議長22番（発言を求め。）

議長 22番（発言を許可する。）

22番 整理番号10番から12番までご説明いたします。10番につきましては、利用権を設定する者が高齢のため、隣の水田を耕作していた人に耕作を依頼した申請となっております。これまで申請地の一部を利用権の設定を受ける者が耕作を手伝っており、今後は利用権の設定を受ける者が耕作するという案件です。11番、12番につきましては、復興牧場の案件で、再設定となっております。いずれも区域協議会では問題はないと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

農地係長 14ページをご覧ください。議案第8号 遊休農地の区分の判断についての案件は、農地の現況について福島市長より判断を求められた案件です。区域担当委員と共に現地調査を行い、現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地であることを確認いたしました。

区域番号4番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

13番 議長13番（発言を求め。）

議長 13番（発言を許可する。）

13番 整理番号1番についてご説明いたします。調査書のとおり、地区担当の農業委員と推進委員、事務局職員で現地確認しており、区域協議会では1号遊休農地であると判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご

異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第8号 遊休農地の区分の判断について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書15ページ、報告第1号から30ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

慎重審議ありがとうございました。

これで、第30回総会を終了いたします。

(午後3時20分)

令和4年12月16日

これは、福島市農業委員会第30回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 8番 _____

議事録署名人19番 _____